

ボスニア・ヘルツェゴビナ国
トゥズラ石炭火力発電事業
(協力準備調査(有償 PPP))
スコーピング案

日時 平成 25 年 10 月 21 日 (月) 14 : 02 ~ 17 : 10

場所 JICA 本部 111 会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称省略）

高橋 進 共栄大学 教育学部 教授
長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
早瀬 隆司 長崎大学 大学院 水産・環境科学総合研究科 教授
原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

JICA

< 事業主管部 >

安井 毅裕 民間連携事業部 海外投融資第一課 課長
高砂 美和子 民間連携事業部 海外投融資第一課

< 事務局 >

篠田 孝信 審査部 環境社会配慮審査課
柴田 夕羽 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

高橋 圭一 日本工営株式会社
武田 智恵 日本工営株式会社

午後 2 時 02 分開会

篠田 ではすみません、始めさせていただきます。JICA 審査部の篠田でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、ボスニア・ヘルツェゴビナ国トゥズラ石炭火力発電事業のスコーピング案ということで助言をいただきます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、委員の先生方に主査をお決めいただきたくお願ひいたしますけれども、恒例によって回数だけ申しますと、すみません、本日 6 名の委員が実はノミネートはされておりますが、石田委員と松本委員がご欠席ということで、メール審議でご参加になられると。もう既に助言はいただいておりますけれども、そのような形になります。今、ご出席の委員の皆様で主査の回数は、高橋委員が 1 回、長谷川委員が 1.5 回、早瀬委員が 1 回、原嶋委員が 3 回という形になっていますので、できれば 1 回の高橋委員か長谷川委員がよろしいのではないかなと思います。本助言の確定は、11 月 1 日の日、次回の 11 月の全体会合を予定してございますので、可能であればそこにご参加される委員の方にお願ひできればスムーズかと思ひます。皆様、いかがでしょうか。

高橋委員 では、私が。

篠田 では、高橋委員にお願ひするということですね。では、高橋委員に主査をお願ひいたします。始める前にちょっとご留意事項としましては、本日、たくさん調査団の方、オブザーバーでいらっしやっただいております。ご発言いただく機会もあるかと思ひますので、発言前に所属とお名前をすみませんけれども、発言の上、ご発言をお願ひいたします。

それでは、高橋主査、お願ひいたします。

高橋主査 それでは、本日の主査を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にスコーピング案の事前質問・コメントに対する回答と、それから添付資料が配付されているかと思ひますけれども、この添付資料については、JICA さんのほうで何か特に補足の説明というのはございますか。

篠田 今の段階では特に。

高橋主査 それでは、この回答案に沿って進めていきたいと思ひます。それでは、まず全体事項ということで、これは 15 項目ございますけれども、最初の 1 ページ目と 2 ページ、8 番目ぐらいまでのところで、それぞれ提出された委員の方々、質問・コメントに対する補足といひましようか、追加のコメント、あるいはその回答をもう事前に読んでいただひているかと思ひますけれども、それについてのご質問等あれば、お願ひいたします。

原嶋委員 それでは 1 番目ですけれども、結論から言うとこれ EIA は一応向こうのルールに従った EIA はできているということなのですね。簡単に言うとそういうことなのですね。

安井 はい。

原嶋委員 伺ったところでは、大幅な設計変更はないということですので、それを利用するかどうかは別として、それも含めて JICA さんのガイドラインに従った手続を進めるということで理解してよろしいでしょうか。

安井 その通りです。

原嶋委員 では、結構です。

あと2番も特にこれで結構です。

篠田 5番ですね、長谷川先生お願いします。

高橋主査 長谷川委員、早瀬委員、いかがですか。

早瀬委員 これは添付資料の3ですか。基本的に今後取りまとめていただくということによろしいかと思えますけれども。

高橋主査 長谷川委員。

長谷川委員 5番目で、私もちょっと理解が足りないところがあるようですけれども、どうも EIA が既に先方政府でとりあえず行われて、許可も出ているという、そういう案件に対して、EIA で最初にやるスコーピングという段階をここに入れ込むというのが、何かこう違和感があるのですけれども、この手の案件を本審査会で、助言委員会で取り上げるというのは、ガイドラインのどのあたりで、ちょっと参考に教えてほしいのですが。

篠田 まず、ご理解を促すために、この案件の手続の流れというか、若干簡単にご説明申し上げますと、他の案件と同様、この案件、A 案件でございますので、スコーピングとドラフトファイナルレポートの助言委員会をかせさせていただくという流れで進めさせていただきたいということです。一方で、この案件、もともと EIA があるので、もう完成されたものがあるので、環境レビューからでよろしいのではないかと、長谷川委員のご質問と理解してございます。一方で、以前つくられた EIA というのは、2009 年につくられたものでございまして、そこから今回、レビューをかけます。レビューをかけて、若干なり、相当程度変わるということが想定されますので、改めてレビューをかけたものをスコープもそこで変わりますので、助言委員会にかけたいということでございます。なので、レビューをかけることによって EIA がまた新しく、新しくと言ったら変ですけれども、更新されたものが出てくるということです。その過程はもちろん他の協力準備調査と一緒に、スコーピング案から始めて、ドラフトファイナルレポートが出てくるという調査の流れを踏みますので、他の案件と同様、スコーピングとドラフトファイナルレポートの審議をお願いしたいと、そういう趣旨でございます。

長谷川委員 レビューと言われたので、環境レビューという、次の段階と紛らわしいですね、非常に。

篠田 すみません。

長谷川委員 ガイドラインではこの類いのものはこうする、ああするというのはどこかありましたっけ。記述的なものは。

篠田 ちょっとお待ちください。

長谷川委員 それからもう一つは、前に 2009 年にやられたのでということがありましたけれども、どのぐらい以前であるとかこういう形になるのか。それからどの辺の新しさだと、いきなり環境レビューになるかという、その判断はどういうところにあるのですか。

篠田 まず、1 点目のガイドライン上どこにあるかというのは、一般的な A 案件のスケジュール感というところで、12 ページ、3.2 の有償資金協力の(1)のカテゴリ A プロジェクト、ここに書いてございます。環境アセスメント報告書が提出されなければならない。これが今回の場合でいくと、リバイズド EIA という形になるかと思えます。

一方で、よく他の案件でも昔つくられた EIA がアップデートされて、それをそのまま使うのか、またはアップデートしたものを使うのかというような議論はございます。どのぐらいというのは、もう正直個々で判断させていただいてございます。計画の類似性だとか、あとはインフラ案件だと線形だとか、そういったものが関連してまいりますので、そこを案件ごとに見させていただいているということです。日本の環境影響評価法なんかも参考にさせていただいてございますが、今回の案件については、EIA は昔つくられたもの、2009 年で比較的新しいと言えるのではないかなとは思っておりますけれども、レビューをして、いま一度、環境当局に提出をするという流れを踏むんですよね。

柴田 提出はしない。

篠田 提出はしない。レビューをかけて先方と確認をするという流れを組みますので、そのレビューはしっかりやっていただく。調査の中で見させていただく。なので、レビューしたものを結果として出てくる成果品を、助言委員会の皆様にはお示しして、助言をいただきたいという趣旨でございます。

長谷川委員 わかりました。この類いのものは今のところ何回か出ましたっけね。案件として。

篠田 はい。要は昔つくられたものがリバイズドされてリバイズ版を皆様にお諮りすると、そういうような趣旨ですか。

長谷川委員 その際、ワーキング・グループ委員からは、私のような疑問は特になかったんですね。

篠田 そうですね。確認はさせていただくケースはございますけれども、そこで今回やらなくてもいいのではないかとか、そういったことは特にはなかったかと記憶してございます。

長谷川委員 ありがとうございます。

原嶋委員 似たケースは結構あって。

長谷川委員 ええ。私、しっくりこなかったものですから。

原嶋委員 今のとちょっと関連して質問なのですが、2009年だから実施されて5年くらい経っていると思うのですが、事業開始。まず一つ質問は、事業はこれだけ遅れたという言い方は変ですが、時間がずれているという理由、何か背景があるのかということが1点と、あと手続的に多分先方の国でEIAのルールとか法律があるのでしょうかけれども、4年ないし5年たったEIAの報告書というのをそのまま効果を持たせているというのはちょっと考えにくいんです。その2点をちょっと確認しておきたいのですが。

篠田 すみません、今、いただいた2つの質問のうち、後のところはちょっと他のプラクティスもご紹介しあげる観点から、審査部のほうからお答えしますと、国によって正直そのEIAの承認の、またはその承認がどのくらい効力を有するのかというのはそれぞれです。正直、4年、5年、有効、1回承認されればずっと有効というEIAもあれば、例えば4年以内、5年以内に着工しなければ、改めて申請を出しなさいと、またはフルでもう一回やり直しなさいと、それは国によってそれぞれですので、国の法律にあくまで従うという形になろうかと思えます。ちょっと遅れた要因とその他について、ちょっと。

高橋氏 EIAの報告書が出されたのは2009年なのですが、承認されたのが確か2011年12月か11月だったと思ひまして、承認も5年間有効というのが法律で決まっております。

原嶋委員 審査でそんなにかかったということ。

高橋氏 審査に約2年。

原嶋委員 そんなに……ちょっと長いですね。

高橋氏 法律では数カ月以内に結果を出すこととなっているのですが、実際には2年。

原嶋委員 逆な、ちょっとすごく邪推をすれば、何かトラブルがあった、何というか、例えば邪推をすれば反対運動が、例えばですよ、そういう何かそういうことがあったのかどうかと疑いたくなるような感じなのですが、ざっくりばらんに言って、そんなに既存のところにつくっているわけですから、そんなに争いが起こりにくい事業なんではしょうけれども、審査に3年もかかると、遅れた理由まで聞いたらあれなんではしょうけれども。

高橋氏 失礼しました。今、発言したのは補強で入っている日本工営の高橋なのですが、承認されたのは2011年3月です。特に、反対運動があったとか、何か審査を遅らせるようなことが発生したとは確認しておりません。

篠田 これも一般論で、私のほうから発言すると、国によってやはり環境のEIA、どのくらい真剣に見て調査したりして、またワーキング・グループ組むかによって、

かなりその承認に時間がかかったり、またはすぐ承認が出る国、それぞれでございます。今回のケースでいきますと、私ども持っている情報としましては、例えば多分環境の承認するサイドのほうが、専門家の委員会組んだりとか、ステークホルダー協議をやったりとか、彼ら自身もそういったプロセスを経て、最終的に発効になるというような形をとっていますので、そこで時間がかかったのかなという想定をするところでございます。

高橋主査 よろしいですか、進めて。

それでは、あと。

原嶋委員 続いて 7 番は結構ですけれども、8 番に関連して、灰捨て場の問題についてはその後の 10 番とも関係がありますけれども、まず簡単な質問は、現在ある EIA の中で灰捨て場というのは考慮されているのかどうか。多分、していないような感じがしますけれども、それが 1 点。2 点目は灰捨て場の規模というのはどのぐらいなのかちょっと私、実はここだけではわかりにくいのですけれども、事業としては環境影響がかなりありそうなものですが、位置づけとしては灰捨て場を一体とはみなさないということになったときに、JICA さんのガイドラインは灰捨て場に全く適用されないということで理解していいのか、あるいは別のファンドかなんかあって行われるのでしょうか、それはもう全く JICA さんのガイドラインから見ると、手続的には無視していいということで判断されているのかどうか、ちょっとその 2 点を教えていただけますか。

安井 灰捨て場については、EIA はまだ行われていないということでよろしいですね。

高橋氏 はい。発電所運転開始の時期の 3 年前を目途に手続を開始するというです。

安井 灰捨て場の環境影響については、今後行われる EIA の中で行われていくという理解です。

原嶋委員 それはもう全くの事業として行われるということですか。

安井 別事業として行っていく。

原嶋委員 ではさっきの繰り返しですけれども、JICA のガイドラインは他に JICA のファンドが入る可能性がなければ、適用されないということなのでしょうけれども、そういう理解でいらっしゃるということですか。

篠田 別事業になりますので、彼らの独自の事業になると JICA のガイドラインは適用されないということです。また、不可分一体事業となった場合も、必ずしもその不可分一体となるその先の事業が、JICA のガイドラインを必ず適用しなければいけないという、そういう形にはなっていないくて、ここはもう皆様のほうがお詳しくご存じだとは思いますが、不可分一体先の事業の環境影響をこちらのほうでも確認をして、不足があれば申し入れると、そういった形になってございます。

原嶋委員 では、とりあえずわかりました。10 番も一応わかりました。

高橋主査 今回の点に関連して、私も後ろのほうでちょっと質問をしておりますけれども、47 番ですか、灰捨て場自身がもう満杯だからいろいろ全体的に直すとか、そういうことはそれでわかるのですけれども、しかし今回あくまでこの発電所を設置することによって、当然、灰が出てくるわけですよね。それを処分しなければいけない。その点については、例えば発電した後のそれを送電する送電線とか、いろいろなものとやっぱり同様に、関係ないとはちょっと理解しにくいのですけれども。

安井 どこまでこの事業の一部として見做すかという問題は、この発電所があるとなかろうと、つくられる灰捨て場があって、私どもとしては別事業として、整理をすることになります。ただそこは無視するとは申し上げていなくて、候補地が決まるようであればその現状確認は行っていくことになります。そこは報告書の中でレポートしていきますというふうには整理をさせていただきたいというように考えております。

篠田 スコープの中で、今、安井から説明ありました通り、どこまで本プロジェクトの中で詳しく見ていくかというところにかかわってくるかと思えます。一方で、これはもう議論はよくされているところですが、不可分一体の事業の定義としては、お互いに事業がなければ成り立たないというロジックで、不可分一体かどうかを決めておまして、他の灰捨て場、今つくろうとしている灰捨て場は、本事業以外のところからも灰が捨てられるということで、本事業がなくてもつくられるというような立てつけになっている形から、不可分一体ではないという判断になるかと思えます。あと、そこからその影響評価をどこまで見るかというのは、やっぱり事業のスコープの中で、不可分一体ではないものの今現状確認するというようなお話がありましたけれども、どこまで見れるかというのはスコープによってそれぞれ判断するのかと思えます。

長谷川委員 私も 25 番で同じような質問をさせてもらっています。それで 1 カ所、どこかに灰捨て場、最終処分場をつくるというような話であれば単純なのですが、今、4 カ所の候補地があったり、それから処分の方法もいろいろ検討されているというふうなことが書いてあったので、不可分・可分は別としても、どこに候補地を持っていくとか、処分法をどうするかというのは、どれにするかということによって今のこの案件とのかかわりみたいなお話ですね。ある程度、どこかで押さえる必要がないかという、これは質問なのですけれども。全く切り離して今の時点では検討するしかないという、そういう状況なんですね。

安井 全く見ないというふうに申し上げているわけではなくて、整理としては、別事業であると。ただ、当然検討状況を見ながら、どこまで、あとはですからボスニア側でどこまでサイト等固まっていくかといったところにもよってきますけれども、そこはレポートの中でも確認して評価していきますということにはさせていただきたい

なと思っております。

早瀬委員 私も 44 番、同じような趣旨の話で、ちょっと事業が不可分一体であるかどうかということと、もう一つは派生的、二次的な影響も見なければいけないというふうにあって、派生的、二次的のというと、もう他の事業者であろうと、この事業から派生して行われる活動というふうに読めると思うんですね。ですから、対応としては今ご説明いただいたことでよろしいかと思うんです。今の段階で事業主体ではないわけですから、それに対する関与の程度というか、対策の程度についても権限が限られるわけで、そういうことで結構だと思いますが。対象としては含むんだということは確認しておいていただいたほうがいいのかというふうに思いますね。

高橋主査 それでは、この点はまたスコーピングとかあるいは代替案、それぞれ関連もしてきますから、またそこで場合によっては出るかもしれませんが、とりあえず先に進ませていただきたいと思います。

それでは、3 ページ以降に、9 番から 15 番までですね。この点についてはいかがでしょうか。

早瀬委員 9 番、「原水」という言葉が唐突に出てきたので質問しましたが、これで結構です。特にありません。

高橋主査 10 番も先ほどの原嶋委員、よろしいですか。

原嶋委員 10 番結構です。

早瀬委員 13 番はこれ 10 ページの図でしたか。上の図 6.2-2 は、なんか基準値が書き込まれているように、年平均値のほうなのですが。しかし、その下の本文では、年平均値の基準は確認できないというふうな記述があって、混乱してしまったのですけれども。10 ページですね。誤解して記入したということは、これは訂正されるのですか。

高橋氏 訂正いたします。

早瀬委員 どこを訂正されるのですか。どういうふうな図になるのですか、ここは。

高橋氏 SO₂ の EU の排出基準値を 50µg/m³ という数字は EU の基準に存在しないので、この線自体を削除……

早瀬委員 EU は 20 のところに線を引いてありますね。

高橋氏 ごめんなさい。20 がないので、それを削除します。それで今後の報告書では、2009 年の時点ではこの表の通りボスニア・ヘルツェゴビナ連邦の環境基準は 90 だったのですが、2012 年に改定されて 50 になるので、50 を適用します。

早瀬委員 これも消して、50 のところに赤い線が入ることになるわけですか、そうすると。

高橋氏 はい。

早瀬委員 わかりました。

高橋主査 14 番は私ですけれども、16 ページの 8-4 の住民協議のところ簡易

RAP に係る住民協議に関しては、EIA のステークホルダー協議とともに開催することを検討中であると書いてあって、前後では EIA はしないとか、なんかいろいろちょっとその辺が混乱したものですから、質問させていただきました。要するにここに書いてある EIA というのは、以前にやった EIA とかそういうことではなくて、今回の事業ということで、こういうふうに修正をされるということですので、一応、この点については了解をいたしました。

とりあえずこの全体的な事項については以上ですけれども。

それでは、次に代替案の検討に入っていきたいと思います。それでは、代替案の検討、16 から 27 までありますが、どこからでも結構ですが、では順番に行きましょうか。まず、私が 19 で出しておりますけれども、ここも同様の関連する質問等がございますけれども、表 9.1-1 のこのエネルギーの比較で、リグナイト炭と、それから良質炭と、良質炭のほうが負荷が小さい、リグナイト炭のほうが大きいというのにも同じ評価になっているのはどうしてかという、そういう意味合いで質問をさせていただきました。上のほうで一つ一つを比較しているのではないというようなこともありましたので、これはこれでとりあえず承知をしておきます。

それから長谷川委員は 21、何かございますか。

長谷川委員 同じところなのですけれども、同じ石炭でもリグナイトと良質では、三角形とは言いながら、環境負荷のところでのこの記述にあるように、ある程度違いますよというふうには書いてありますよね。それで、この表の 9.1-1 は安定・経済・環境、いろいろな多面的に総合比較してみようというふうな図だと思うのですけれども、環境的な差が出てくるという一方で、最初から前提条件として安定・経済的な観点から優良炭は代替案になり得ないというふうに、最初に条件の優先順位として、安定と経済を先に出してきてしまっているという感じがあるのですが、この辺の優先、いわゆるウェイトづけですね。経済・安定ありき、環境は後回しというふうな印象がどうしてもするのですが、これちょっともう少し、三角形、同じということも含めて、もう少し説得性のある表現というか、表づくりをなさったほうがいいかなという気はちょっとしました。特に、この助言委員会というのは、環境を特に中心にしながらものを言うところなので、そのあたり、最初経済ありきです、安定ありきと言われてしまうと、もうこの委員会の意味がないというか、ちょっと苦しいところなので、ここをもう少し我々も納得できるような。ガイドラインにもあります。経済とか安定も含んだり、いろいろな総合的な見方もあるでしょうけれども、そこに環境も入れ込んで、総合的にどう判断するかというのがガイドラインの趣旨なわけですから、最初から経済が最初で環境が後回しですよと言われてしまうと、うーんとなってしまうので、難しいですね、ここは。

安井 決して環境を軽視しているわけではなくて、プライオリティーの順番ではなくて、並行的なものとして理解しております。ただ、通常、案件を検討するに当たって、

やっぱり最初に環境負荷も当然しっかりと検討するのですけれども、事業の中身から普通検討して行って、環境をさらに検討していくという、一般の案件を検討するストーリーに沿った形になっているのではないかなと。別にそこに環境負荷を軽視するかそういった、むしろ私どもとしては重視しているわけであって、そこにこの順番自体が大きな意味を有しているというわけでは全くないということをご理解いただければと思います。

早瀬委員 23番も全く同じでして、私の問いの中に、経済性の観点から代替案になり得ないという言葉があったのが、ちょっと引用しているのですけれども、やはりそこがすごく引っかかってくるのですね。それで経済性の観点に関して言うと、再生可能エネルギーとの比較ということで、添付資料5をつけてくださってこれはちょっと説明していただいてもいいのでしょうか。特にこの1kw/hの発電に必要なコストというのは、どうやって出てきているのか。

高橋主査 ご説明いただけますか。添付資料5。

高橋氏 日本工営の高橋です。経済コストの比較のほうは、今、現地で調査をしている調査団が、先方電力公社に質問表を出して、この回答として返ってきた最新の現地のコスト価格から算出しています。建設用地のほうはボスニア・ヘルツェゴビナの再生可能エネルギーの利用状況、エネルギーセクターレポートというのでトルコ開発銀行が調査をしたレポートと、JICAの研修に参加した研修生が、エネルギー部門の研修生なんですけど、ボスニア国のエネルギーの再生可能エネルギーのポテンシャルを議論している中から数値を持ち出して比較をしました。1kw/hの発電に必要なコストは、現在の発電価格とやはりトルコ開発銀行のエネルギーセクターレポートから引用しています。

早瀬委員 ちょっと細かいところの計算はよくわからないのですけれども、イニシャルコストの表が最初にあって、それでイニシャルコストでこのぐらい、例えば太陽光だと約倍になっていますね。あと、維持コスト、これ以外の維持コストだと、付加的なコストを考えたら、石炭の場合にはいろいろともっとかかっていく。太陽光の場合にはもう設置したらとはそんなに人員もいらなんでしょうし、そういう維持コストのほうは、太陽光のほうはずっと安いのだらうと思うのですが、1kw/hの発電に必要なコスト、ここにそういった維持コストが反映されているのですかね。

高橋氏 多分、その維持コストの中には初期の投資額の返済していくものが含まれていると想像しますが。

早瀬委員 これ維持コストなんですかね、この一番下の欄は維持コストだということは確実なのですか、これ。これイニシャルコストをただ発電量単位に割っただけではないのですか。

高橋氏 いや、文献の一覧表からそのまま持ってきたもので。

早瀬委員 では、維持コストだということもわからないと。

高橋氏 一応、文献のほうには 1kw/h の発電に必要なコストというふうには載ってはいるのですが、詳細、ブレイクダウンは載っていませんでした。

早瀬委員 0.08 対 0.15 の比率というのは、1,300 対 2,700、一番上のイニシャルコストの比率に非常に近いですね。

安井 恐らくイニシャルコストが計算上そこに入っている可能性はあると思います。

高橋氏 可能性は十分あると思います。

安井 イニシャルコストが仮に入っているとすると、似たような数字にはなってくる感じなのですね。

早瀬委員 維持コストの比率というのはそんなに低いのですかね。

安井 いや、そうではなくて、この一番下の下段のところの数字に、いわゆる建設コストを毎年多分償却するか何かの数字がここに乘っかっているんだと思います。そのせいでいわゆる純粋な維持管理コスト分だけの差というのが、大きくここで反映されていないという形になっている可能性はあるのかなと思ったので。

早瀬委員 いや、私が言いたいのは、もしここに、もちろんイニシャルコストは入っているのしょうけれども、一番下の欄に、イニシャルコストが入っているのは間違いないのと思うのですが、維持コストが入っているのかどうか。

結局、そのわからないままでここで議論してもしょうがないのでやめませけれども。

安井 すみません、ここに書いてある、経済性の観点から代替案になり得ないという言い方がいいかどうかというのは、確かにおっしゃる通りで、むしろトウズラの 7 号機のほうが経済性の観点からは、この数字を見る限りは望ましいといったことが言えるということだと思います。

早瀬委員 わかりました。

原嶋委員 ちょっと関連して質問なのですが、ちょっともしかしたらレポートに載っているかもしれませんが、この国全体のエネルギー利用の総合計画とか、そういった類いのものというのは、つまり上位計画ですね、エネルギーの。電力供給ということなのだと思います。そういうのはどうなっているか。もしかしたら載っているかもしれませんが。

早瀬委員 4 番ね。

安井 この資料の 1 ページ目のところで、5.1 の案件の背景ですけれども、ここでボスニア・ヘルツェゴビナ連邦における電力セクターの開発に関する戦略計画というものが出されております。

高橋主査 すみません、どこを見ればいいんですか。

安井 本資料の 1 ページのところですよ。

原嶋委員 結論から言えば、上位計画の中の再生可能エネルギーというのはどのぐらい、このサイトではなくて、全体としてどういうふう考えているかということをお教えいただければ。

高橋主査 もし、今すぐ見つからないのであれば、また休憩か何かの後にお願いいたします。

安井 はい。

高橋主査 いずれにしるこの再生可能エネルギーは 1 種類ではないということで、それぞれについて検討なり記述をとということのようです。

他には各委員、いかがでしょう。この代替案について。

長谷川委員 先ほどの 21 番にちょっとこだわって申し訳ないのですが、上位計画があって、そこで再生可能エネルギーとの比較というのが他の観点から行われているということであれば、上位計画までは遡及しませんけれども、現時点での同じ石炭でもリグナイトとそれから良質炭というふうな比較のところ、これ繰り返しますけれども、リグナイト炭のほうが環境的にはちょっとというか、影響があるというその余計ある影響と、それからリグナイト炭ですと今度経済的にはいろいろと削減できたり、いろいろなメリットがあるという、その環境面のデメリットと、それから経済面のメリット、逆の言い方もできますけれども。その比較みたいなものが何かこの表だとそれができていないんですよ。この 9.1-1 だと。だから、この三角形もこれ正確ではありませんし。何かもうひと工夫できないかなということちょっと考えるのですが、なかなか難しいですかね。調査団の実務レベルでいうと。

ガイドラインの何カ所かに、環境費用あるいは環境便益みたいなものも、なるべく計算して、内部化して、他の経済的なものとも比較するみたいなことがうたい文句で要所要所にあるんですよ。ですから、例えばこれだけをなんか……例えばさっきの再生エネルギーの比較のときには、どれだけ建設費がかかるかという経済面の比較だけだったですけれども、それぞれの代替案は、それぞれ環境コストがかかっているわけですよ。それをあらわしてやはり比較の一つの軸にしてというふうなことが、再生エネルギーとまでは言いませんけれども、この 9.1-1 のレベルでということなんですけれども。

安井 今いただいたご意見を踏まえまして、ここの説明ぶりを、変えさせていただきたいと思います。

高橋主査 よろしく申し上げます。他にはいかがでしょう。

原嶋委員 今の松本先生のご質問のところに関連して、素朴な質問なんですけれども、27 番で要は住民移転、用地取得はあるけれども、住民移転はないということで、ちょっと前に遡って 14 番ですね。高橋先生のところのご質問で、回答のところ簡易 RAP にかかわる住民居住云々とありますけれども、ちょっと確認なんですけれども、要は住民移転はあるのですか。RAP はつくるのですか。一方で RAP をつくるような記述があって、一方で住民移転はないと。

篠田 これは制度的なところなので、ちょっとわかる範囲で私のほうからお答えしますと、住民移転計画という、RAP の訳をそういうふうにしていますが、用地取得だ

けがある場合も RAP というものをつくっていて、なので住民移転がない場合も RAP をつくるケースはあると、そういうことだと思います。

原嶋委員 了解しました。

高橋主査 他はいかがでしょうか。長谷川委員、25番は。

長谷川委員 25番、これは先ほども出てきたので結構です。

高橋主査 それではよろしいですか。この代替案の検討については。

次、スコーピングマトリックスに移っていきたいと思います。これは結構数が多いので、少し分けていきたいと思います。28番からです。切りようがないのですが、とりあえず35番までということはいかがでしょう。

長谷川委員 31番は私なんですけれども、これガイドラインでこの用語を使っているのですね。環境対策という。先生方どうですか、これ。環境項目を大きく3つのジャンルにしたときに、自然環境と社会環境があって、もう一つ汚染対策というジャンルが出てくるのですよ。もちろん、対策は全部につくわけで、ここだけ汚染対策という呼び方でくくっているというのは、先生方余り違和感を感じていなかったですか。もちろんガイドラインに載ってしまっているのに、いかんともしがたいかもしれないのですが、ただもし改善するような機会があるなら。対策というのは全てに対策が来るわけで、いわゆる公害とか、それから私がここで言っているように生活環境とか、何かもう少し違う呼び方があってもいいという気がしたものですから。これはこの案件だけに難癖つけるつもりは全然ないんですけれども、毎回毎回こういうのが出てくるので、たまにこれをさせてもらいました。

篠田 ありがとうございます。今のはどちらかというガイドラインの内容のフォーマットの問題かなというふうに思いますので、ちょっと簡単にコメントですが、確かに他のこれチェックリストはご存じのように、ガイドラインの後ろのほうに各セクターごとにくっついておりまして、その汚染対策というのは一つの項目として全部入ってしまっております。一方で、どのセクターにも適応するよというので、かなりここに書いてある項目、全部漠としている感じのものが入ってございまして、例えば自然環境ですとか、社会環境とか、かなり大枠なものが入ってございまして。その中で汚染対策という書きぶりになっておるということでございまして。各案件ごとにより汚染対策をスペシフィックに確定させて、ここの名称を変えるということは他の案件でもやってございまして、今回、汚染対策よりもしっくりする言葉があるとか、そういったことがコンセンサスがとれるということであれば、調査団のほうの中で検討していただいて、最終報告書案の中でどう記載するかというのは検討いただくことは可能かなというふうに思います。

一方で、フォーマットとして今なっているところですので、ここは大きく変えるのか、またはそれぞれ個別の対応に今まで通りするのかというのは、また持ち帰らせて議論と。または皆様方のコメントをいただいて、検討させていただくところかなとい

うふうに思います。

長谷川委員 ありがとうございます。では続けて 30 番。

32 番、これは理解しました。二、三年前に実際行われた EIA の結果が目の前にあったわけですがけれども、それは今回、改めてスコーピングの材料で使ったときに、その結果というのは二、三年前やったときの当時と比べて、どの程度は生きていたんですかね。生きていたというか、有効だというか。これ私の前の質問というかコメントにちょっと繋がってくるのですが。足りなかったところだけはつけ足したとか、そういうことをここで言われているのですが、どのくらい二、三年前にこの先方政府だけでやったものが役立ったかという、感覚で結構なんですけれども。かなりこれ半分以上、だいぶ見直しが必要であったという感じなのか、あるいは 8 割、9 割方、もうほぼそのままとれることができたのか、その辺の感覚で結構なんですけれども。

安井 間違ったらちょっと補足していただきたいと思うんですけれども。すみません、EIA、どれだけ不足しているか、あるいはどれだけ変更が必要かといった点については、これからちょっと調査の中で恐らく調べていくということになりますので、現段階では実を言うとこれからちょっと調査を始める段階で、それだけ、どの点がどうだったということを言えるだけの情報が揃っていないという状況です。

高砂 ただ、大幅な変更はないという理解です。

高橋主査 あと、早瀬委員、33 番もいかがでしょう。

早瀬委員 33 番はこのように修正していただいたらよろしいかと思います。結構です。

高橋主査 34 番も、今の 33 番の早瀬委員の意見とも関連をする話ですが、統一をとるということで、いずれにしてもこのスコーピング案全体で、何かちょっとアンバランスなところが見受けられたので、そこはひとつ統一をとっていただきたいというふうに思います。

あと、35 番、原嶋委員、いかがでしょうか。

原嶋委員 ちょっと素朴な質問ですがけれども、冷却系統に補給する水の取水は、ちょっと名前はあれですがけれども、どっちが正しいのか、その湖からとるということで、一つは今、7 号機ですから、これまでの既存の発電機の原水はどこからとったか、まあ同じなのかどうかということと、あとちょっとその後の石田先生の 37 番とも関係がありますけれども、結局、その後の冷却、排水ですよね。この排水を同じ場所でこれ水温の問題が多分出てくるのかもしれないけれども、排水の場所と特に質というよりは温度の問題、どのように管理されているのか、その 2 つを教えてください。

安井 おっしゃっているのは現時点の既存の発電所ということですか。

原嶋委員 7 号機だから、6 号機はあるのでしょうかけれども、取水はどこからしていて、それは同じところから単にそれを増量するだけの問題なのか、あと排水ですね。

高橋氏 既存の三、四号機、五、六号機ともモデラツツ湖から導水管で導入してお

りまして、既存のラインをそのまま使う、もしくは改造することで 7 号機の冷却には当てる予定です。排水については、環境基準である温度、30 度以下にして排水することを予定しております。

原嶋委員 基本的には戻す、全く同じではないかもしれないけれども、同じ水域に戻すという形ですか。

高橋氏 排水のほうは、発電所の脇を流れている Jala 川という川のほうに排水いたします。

原嶋委員 わかりました。

高橋主査 よろしいですか。

早瀬委員 37 番の石田先生のところのこの問いかけと答えは、石田先生はこれでもおっしゃっていなかったですか。18 ページのところ、石田先生はこれ問うていらっしゃるんですよね。違うんですかね。答えのほうは 18 の水利用について答えてられるんですか。

篠田 まず、石田先生からこの点について何かあったかと申しますと、特にこれについては助言としては残ってございません。

早瀬委員 何か読んでいてもよくわからないよね、これ。両方のやりとりは。18 ページは水質汚濁ですよ。

長谷川委員 モデラッツの水利用とか、生態系への影響というのは、この環境影響項目の何番を想定されているんですかね。調査団側としては。

高橋氏 10 番の生態系と、18 番の水利用……

篠田 単純に 37 番の 18 とあるのは、スコーピング案の表の分類の 18 番目というところだと思います。19 ページにある 18。

早瀬委員 P と書いてあるのが間違い。

柴田 すみません。私のほうで P を追加してしまいまして、石田先生の最初にいただいたものは 18 とのみ書いてありましたので、すみません、ここで訂正させていただきます。

早瀬委員 はい、結構です。

高橋主査 よろしいですか。この表の中の 18 番、水利用についてのコメントだということのようです。

それでは、36 から 38 は石田委員で、本日はご欠席ですので、残り 44 まで、では早瀬委員、39 あたりでありますか。

早瀬委員 修正していただいて結構です。40 番、この 16 のところで、地域経済への影響はほとんどないと考えられるとあって、項目 16 で。項目 17 では地域経済への正の影響が見込まれるという、この 2 つの記述で食い違いが見られているのですけれども、これはなぜ違う表現になるんですか、ここは。

高橋氏 矛盾がありましたので、17 番の土地利用や地域資源利用のほうの地域経済

の正の影響が見込まれるという部分の記述は削除をいたしました。

早瀬委員 わかりました。

高橋主査 次、41番、私ですけれども、これは先ほどの原嶋委員、あるいは石田委員の37番にも関連もするかとは思いますが、この取水とか排水の影響ということについても、きちんと検討していただきたいという趣旨で、こういった形で修正あるいは確認を今後していただくということで、一応了解はしました。

原嶋委員 今に関連して、繰り返しですけれども、モデラッツ湖とこれ以外の水利用、例えば一般のいわゆる上水とか、あと漁業ですね。その状況について、ちょっとご承知の範囲で教えていただければ。ちょっとどのぐらいの規模の湖かは今ちょっとすぐイメージが湧かないんですけれども。

武田氏 日本工営の武田です。モデラッツ湖の水利用の主な……

原嶋委員 ちなみにどのぐらいの規模の湖なんですか。面積とか、幅何キロぐらいあるんですかね。琵琶湖というわけではないですよね。

武田氏 ちょっと数字は具体的に覚えていないのですが。

高橋氏 7ページの図に、左下、図5.4-2に、左下にモデラッツ湖があるのですが、この鉄道の長さの12.5kmとか、16.2kmと比較していただけると、大体幅が10km前後、10km弱、縦が一、二キロ程度のかなり大きな人造湖で、漁業もしています。

武田氏 主な水利用は、工業用水とあと上水です。

原嶋委員 Jala川というのはそこから水が流れている川なんですか。

武田氏 Jala川の上流は、トゥズラ市の西、左側……

原嶋委員 要は水源……

安井 ダム自体はJala川をせきとめてつくったダムではないんですか。

武田氏 ではないです。スプラチャ川ともう一つ名前は失念しました、西側に流れる川が主な流入になります。

原嶋委員 流入、流出。

武田氏 モデラッツ湖に流入してきて、スプラチャ川に出ていく。

原嶋委員 それがJala川はモデラッツ湖に入っているんですか。

高橋氏 入らないんです。出ていく川に合流する形で。

原嶋委員 直接水源ではないけれども、どこかで合流しているわけね。

高橋氏 はい。

原嶋委員 では確認ですけれども、モデラッツ湖そのものには漁業は一定程度あるということですね。

高橋氏 はい。

原嶋委員 わかりました。

高橋主査 他はよろしいですか。

それでは、次、42番の石田委員と、それから43番、早瀬委員も関連しますが、早

瀬委員、何かありますか。

早瀬委員 これは発電所の周辺の人たちへの影響なんですけれども、便益のほうはこれは42番で答えられている通り、便益のほうは周辺住民の一部に集中する事態は想定されない。逆に、リスクのほうは事業地域の周辺にある人たちに集中するということは、理解なんです、それは被害と便益の偏在ではないですかということなのですが、特にそれは供用時にもあると思うんですが、供用時はDで工事中はCとされているのは、これはDのほうがいいのかな。Dはわからない。

長谷川委員 いや、Dは影響がない。

早瀬委員 Cはちょっとは。

長谷川委員 Cは不明。

早瀬委員 不明ではあるけれども、影響はある。どうしてCマイナスにならないのかというのがちょっと一つ気になります。

もう一つは、そういうような便益と被害の、被害というとあれですけども、リスクですけども、偏在があったときにそういったものの対策ということで考えられるとすると、その周辺の人たちに対する何らかの対策をとっていただけないのかということなんです、それは今後検討していただくという理解でよろしいんですかね。ちょっと供用時がDというのは、もうちょっと説明していただけますか。

安井 ご指摘いただいた点を踏まえまして、今後ステークホルダーとの協議等ございますので、現時点では不明というふうにさせていただいた上で、そのステークホルダー協議の中で明確になってきた時点で、またここを修正させていただくという形にしたいと思います。

早瀬委員 CかDかというのは、ステークホルダーが決めることだということですかね。

安井 ステークホルダーが決めるというよりは、ステークホルダー協議等の中で明らかになってくる事実といったものもあるのではないかなというふうに考えます。

高橋主査 そうすると、とりあえずDのままということですか。

安井 いや、とりあえずCマイナス、影響の程度は不明であるということ。

高橋主査 では、Cマイナスにとりあえず変更するということですか。

他にはいかがでしょうか。44番も含めて、早瀬委員いかがですか。

早瀬委員 これは先ほどの原嶋先生の前のほうでやられた不可分一体の事業の関係で、同じです。

高橋主査 それでは、次。

早瀬委員 「間接」が変な字になっているのですみませんでした。

高橋主査 それでは、次の項目の環境配慮に移っていきたいと思います。45番から

.....

原嶋委員 45番は先ほど伺いましたので、特にはないです。

高橋主査 46 あたりいかがですか。

長谷川委員 これも先に原嶋委員の質問あたりに出ましたんですけれども、このスコーピングマトリックスをつくられるときに、例えば先ほど出てきた生態系とか水象とかいうのは、事業対象地で一括りと言ってしまうとわかりにくい、モデラッツ湖あたり、今回対象になっていて、それについてどうかという質問はたくさん出たんですけれども、ちょっと地区分けにして、影響がどうだこうだと言う必要があるような生態系、水象なんかの場合は、もう少しその地名もより具体的に出して、丁寧に評価理由とか影響の度合いを言ってあげると言うことをしたら、もっと住民の人たちもわかりやすいかなと思います。

それから、不可分・可分の話がありましたけれども、もし不可分の施設が決定されてきた段階では、不可分の施設ごとにも同じようなマトリックスを別につくるというようなことも考えられたほうがわかりやすいかなと思います。たくさん、いろいろな施設がある中で、一緒くたにしてBだCだと言うのはちょっと乱暴なので、もし分けてそれぞれ整理したほうがいい、わかりやすいということであれば、そこもちょっとこういうマトリックスをつくられるときに考えられたらいいかなと思います。

以上です。

高橋主査 47 は先ほど話をしたところです。何となくいまだにじっくりいかないところがありますが、これはこれで一応ご説明としては承りました。

あと、48。

原嶋委員 48 と 49 は多分あれでしょうけれども、結構複合的に汚れているような川のように見受けられるんですけれども。確かに事業の範囲からいえば、そこまで及ばないんでしょうけれども、少し総合的な水質、日本なんか得意なんでしょうから、ご提言いただくようなことを考えていただければと思います。

以上です。これで結構です。

高橋主査 50 の早瀬委員はいかがですか。

早瀬委員 はい、50 これ結構です。

高橋主査 51、騒音についても、一応これは考えられるということで、具体的な発生源、どれがどれぐらいということまではまだないわけですね。調査過程で数値を確定するということですかね。わかりました。

52、早瀬委員は。

早瀬委員 もうこの川というのは利水はされていないんですね、その後。汚い川。

高橋氏 廃水が流れている川と思っていただいていた方がいいと思うんです。

早瀬委員 わかりました。では結構です。

高橋主査 それでは、社会配慮に移っていきたいと思います。53 から 57 までありますが、原嶋委員いかがでしょうか。

原嶋委員 53 は結構です。

長谷川委員 55 番、対象国の特徴的な阻害要因ということで、1 については理解しました。これは対象国全体的話かと思うんですけども、今回の案件の場合はやはりこの 2 つが当てはまって、取得率が低くなっているのか、あるいはその他の何か反対される住民がいるとかいないとか、そんなことがないかということなんですが、もう少し詳しい事情がおわかりになっていればお聞かせください。

高橋氏 9 月中旬時点の取得率は、確かに低かったんですけども、先方の電力会社によると、これから取得率は加速して上がるはずだと。今、手続中の交渉相手が何件もあるということですので、この低いまま経過するということはないと思われることと、この書いてある 2 つ以外に取得価格について今 60 マルクか 70 マルクか 80 マルクかで、多少交渉の余地はあるものの、基本的に反対されている方はほとんどいらしゃらないというふうに聞いております。

長谷川委員 そうすると、非常に厳しい案件で、多数の反対住民がいて云々という話は、そういう状況はないということですね。

高橋氏 それは全くないようでした。

長谷川委員 それから 57 番、了解しました。よろしくお願いします。

高橋主査 それでは、次、ステークホルダー協議等についてに移りたいと思います。原嶋委員、58 について。

原嶋委員 今、長谷川先生がおっしゃったことに直接関係しますけれども、要は 88 名の地権者の方は、余り反対はされていないということで理解していいかという点が 1 点と、ちなみにこれは 88 名の地権者というのは、要はここにはお住まいではないということですよね。どこか別のところにお住まいということで。そんなに遠くの、それは何か、すごく遠方とか散らばっているということですか。なんか相続とかいろいろなことがあると書かれていますけれども、それともそんなに遠くないところに。全くこの土地って使われていなかったということなんですか。例えば農地とか、そういう耕作なんかも含めて。

高橋氏 全くではなく発電所が所有している土地に、ここ 1 年の間に家を建てて、家の前で畑をトウモロコシを栽培している方が 1 軒いらっしゃいますけれども、写真にあります、それ以外は荒地です。基本的には。

原嶋委員 その若干 1 名の方は、自分は非正規住民ということに、厳密に言えばそうなるわけですよね。ではその方は手続的にはそういう形で取り扱うということでしょうか。地権者という方はそんなに別に近くにいるわけではないかと。

高橋氏 相続の関係で、多数散らばっているし、中には外国に行かれた方もいらっしゃると聞いています。

原嶋委員 いずれにしても全体としては異論はないということで理解してよろしいですか。

高橋氏 はい。

原嶋委員 わかりました。

高橋主査 次、61番は私なんですけれども、石田委員の質問のところ、ステークホルダー協議の実施計画という添付資料4として、本日提示されていますけれども、今、この中でやるかどうかについても含めて、まだそもそもやるかどうか、移転住民といいたいでしょうか、用地取得にかかわる住民などの意見聴取というのは、まだやるかどうかははっきり決まっていないという理解でよろしいわけですか。

わかりました。

あと、長谷川委員は62からですね。

長谷川委員 その他ですか。最後の質問で恐縮ですが、以前にいただいた事前配付資料の13、14ページですよ。14ページにこの図7.2-1があるわけなんですけれども、13ページの最後の二、三行を読んだ限りでは、EIAの手続がスクリーニング及びスコopingということで、主にスコoping部分をEISと呼んでいるということだったり、それから14ページのフローに、全く環境の予測も評価も文字的には全然出ていないので、こんな質問をさせてもらったのですけれども。大丈夫ですよ。大丈夫ですよというのは、ボスニア、ちゃんとやっていますよね、予測評価の話も。通常、スクリーニングとスコopingで、それが環境影響評価だなんていう話はありません。

武田氏 EISとEIAのその区別に対するのが質問がありますので、現地の専門家に質問して、このような回答を述べましたが、レビューした限り、既存のEIA報告書でも緩和策ですとか、対策、モニタリング計画についても含めて……

長谷川委員 予測評価というの。

武田氏 はい。予測評価も全て流れを実施しています。

長谷川委員 14ページのフロー図は、これは調査団が集めた資料を和訳されたんですか。

高橋氏 はい。

長谷川委員 こんなふうにはっきり書かれているのですか、原語で。

高橋氏 はい。ボスニア語の資料でした。

長谷川委員 やけにスコopingが強調されたりして、ちょっと不安だったものから。ありがとうございます。

高橋主査 それでは、全体でコメントし忘れたとか何か、あるいは質問等ございませんか。

原嶋委員 あとこれPPPですと、順調にいけばもう助言委員会が関与するのはこの段階でおしまいになってしまうんですけど。

篠田 いえ、今回、スコoping案でございますので、順調にいけばこの後、ドラフトファイナルレポートが出てまいりますので、その際に。

原嶋委員 そこでもう一度あるんですね。

篠田 もう一回ワーキンググループを開かせていただきます。

原嶋委員 レビューはない。

篠田 その後、ドラフトファイナルレポートが終わりまして、その後我々どもは審査に行き、案件化、融資をするしないという話になってきますと環境レビューというものになってまいりますけれども。

原嶋委員 なんかちょっと違いましたよね。普通のと違うんですね。

篠田 いえ、普通と同じように進めば、スコーピング案、ドラフトファイナルレポート、そして環境レビューという、この3回がセットになってございます。

原嶋委員 その段階で、それぞれ助言委員会が。

篠田 そうですね。ただ、ご存じのように、協力準備調査をやってございまして、ドラフトファイナルレポートのワーキング・グループを経ているもので、特にその大きなコメントがない場合は、環境レビューはいつものようにスキップをさせていただくというケースもございます。

高橋主査 他にいかがですか。

早瀬委員 すみません、ちょっとこの表 10 の 1 ですけれども、スコーピングの、この中で D を C にしていただいたり、いろいろと修正があるんですが、私うっかりしていたのかもわかりませんが、D はプラスマイナスないですけれども、C となったときにはプラス、これはマイナスだと思って聞いていたんですが、これ、プラスマイナスつけていただかなければわかりませんよね。プラスマイナスのない C というのが結構あるんですが、これは全部プラスなんですか。

長谷川委員 それも含めて不明というケースもあるのではないかと。

早瀬委員 それだったら D。

篠田 これ通常の一般的なケースですけれども、皆様たくさん見られていると思うのでご存じだとは思いますが、C は不明というケースが多いので、プラスマイナスさえということもあって、ついていない場合もあります。ただ、今回について、プラスマイナスをはっきりとつけるということであれば、どちらか一つに統一したほうがいいのかという気はしますけれども、そこもやはり明確ではないということであれば、もう本当にわかりませんということであれば、C で何もつかないというのもあり得るのかなというふうに思いますが、その辺は。

早瀬委員 そうなのかな。C はどちらかつくのではないの。そうではなければ D の意味がなくなってしまうのではないのか。D と区別できないの。

篠田 他のケースですと、本当にスコーピングの段階で調査の初めの段階なので。

早瀬委員 D も何らかの影響があるけれども、プラスかマイナスかわからないから D ですよと。

高橋主査 今回のケースは影響はないという。

篠田 D は影響ないです。

高橋主査 少し調査ごとに若干そのカテゴリというか、違うんですね。

篠田 ええ。通常は D にしてしまうと、そこはもう見ませんという形になってしまいます。怪しきものは C ということで、本当にどうか分からない場合は C で確認いただいて D に落ちる、または B に上がる、または C のマイナスとかになるとか、そういったところはございますので。

早瀬委員 記載方法として C プラスマイナスをつけるか、どちらかわからないのはプラスマイナス書いていることもありましたよね。C として。

篠田 ありますね。

長谷川委員 たまにですね。

篠田 それは C 以外でも、例えば B プラスマイナスとか。B のマイナスもあるし、B のプラスもある場合は、B プラスマイナスと書いてある場合もございますので。

早瀬委員 できるだけ書いていただいたほうがいいですね。

長谷川委員 ガイドライン上は C はプラスマイナスの表現はどうするとなっていましたか。特にないんですか。

篠田 そこまでの詳しいところまではガイドラインでどうせいというのは、正直、決まっていないかと思います。

早瀬委員 今日書いていただいたのは、プラスマイナスという意味での C なのか、プラスの C なのか、マイナスの C なのかというのをちょっと教えていただいたほうがいいように思いますけれども。

安井 では上からもう大体わかっているかと思いますので、お伝えします。、19 ページからいきますと、間違ったら指摘していただきたいのですが、10 の生態系のところは、これは C マイナスでいいと思います。それから水象のところは、これも C マイナスでいいのではないかと思います。14 番目の貧困層のところはこれはわからない。C のプラスマイナス両方あり得ると思っています。少数民族も両方あり得ると思っています。それから水利用のところは、恐らくこれは C マイナスということだと思います。それから、22 番目ですけれども、地域のエネルギーの代替率、これは C のマイナス。それから景観についても C のマイナス。ジェンダーについては、ここはちょっとわからないんです。これは C のプラスマイナス。子どもの件についても、ここはちょっとプラスマイナスとさせていただくのかなと思っています。それからその他、鉄橋の影響及び気候変動については、これはプラスマイナスです。これはちょっとまだわからないと考えます。

早瀬委員 今日の会議で、C になったところがありますよね。

安井 21 の被害と便益の偏在については、先ほど C マイナスと申し上げておりますので。

高橋主査 ということですが、よろしいですか。

他には何かご質問等ありますか。いいですか。

それでは、一旦休憩をして、そしてその意見として残すもの等を見ていきたいと思いますが、休憩の前に、本日欠席の石田委員と、それから松本委員から、一応残すべきものというのがあります。既にご覧になっていただいているとは思いますが、一応ここで読み上げますので、それも参考にして、ご自身のご意見等、まとめていただければと思います。

まず、石田委員からは、回答番号 3 番については、最初の 2 行を除いて全てそのまま助言としたいということです。最初、「案件の基礎的な事実として以下のことを知りたく思います。」、これは消すわけですが、それ以下ですね。EU 基準について云々以降は、これは助言として残したいというのが石田委員です。

それから 12 番、人工湖の水利用等ですね。これはこのまま助言としたいということです。

それから 20 番の助言は、ちょっと読み上げます。「リグナイト炭の採掘、積み出し、搬入、設置による環境社会影響を評価し、必要に応じて対応策を検討すること」という助言ということです。

それから 28 番ですが、これも特に助言とか何とかということでのご意見はありませんが、一応読み上げますと、「3号機、4号機で用いている既存の石炭炭鉱から、その量を超えない範囲で、7号機が石炭使用を引き継ぐのであれば、影響評価の対象としては、地形地質を評定することは必要ないのかもしれませんが。そうでない場合（より多く石炭を使用するとか）は、地形地質へ与える影響は未知なので、評定はCとなります」というご意見です。ちょっとこれを助言として残すのかどうかというのは定かではありませんが、そういうことですね。

それから 49 番、これは助言として残すということで、これは調査を通じ、「Jala 川の水質悪化が懸念されることが判明する場合は、影響を軽減する緩和策の検討を行うこと」という助言にしたいということです。

それから 54 番、これも助言であります。これはコメントにあるものそのままですね。最後の末尾を「記述すること」というふうに直すということです。

次が 59 番、これも助言として残すということで、読み上げます。「直接の影響を受ける被影響住民だけでなく、関心を持つ住民が参加でき、かつ意見表明が十分に可能となるステークホルダー協議のセッティングを行うこと」、以上の助言ということです。

以上が石田委員の事前の意見です。

それから松本委員から同様に助言に残すもの等が来ています。

まず 6 番ですが、これは回答を受けて次のようなコメント、つまり助言にするということです。読み上げますと、『表 9.2-1 の自然環境で CO₂ に関して「大幅な排出量削減が期待できる」、表 10-1 の大気汚染で大気汚染の緩和が書かれているが、5.3 によると CO₂ の排出量は t/MWh で、20 から 30% 低減とある。一方で新設の 7 号機は 3、

4号機の1.5倍以上の発電能力であることを考えると、総排出量は5から20%増加すると考えられる。他の大気汚染物質についても、単位当たりの低減なのか、300MWと450MWの総排出量で比較したものなのか明確にすること』ということです。

早瀬委員 明確にすべきと言っているんですか。

高橋主査 ええ。明確にすることという、そういうコメント、助言というんですか、それで来ています。

それから24番につきましては、これはこのままコメントとして残すということです。

それから26については、これも回答を受けて表現が少し変わりますが、「表9.1-1の環境負荷の比較基準を示すべきである。天然ガスと再生可能エネルギーがなぜ同じ評価()なのか説明すること」というコメントですね。

それから27は、これはこのまま残すと。

それから30についてもこのまま残すということです。

それから56についても、このまま残すということでした。

それから60については、回答を受けて表現を変えるということで読み上げます。「発電所が別途新設を進めている灰処分場の住民説明会で出された意見を聴取し、必要に応じてこの事業に反映すること」ということです。

松本委員からは以上です。これも参考にさせていただいて、各委員のコメント・質問等を助言として残すかどうか、またご判断いただければと思います。

それでは、今、3時半ですので、10分間の休憩ということで、3時40分に再開したいと思います。よろしくをお願いします。

(休憩)

高橋主査 それでは時間になりましたので、再開をしたいと思います。

それでは助言として残すもの、残す場合のその文言等について、順に確定をしていきたいと思います。

安井 その前に、先ほど宿題でいただいております電力の上位計画なんですけれども、所管している地域部とも確認してきたんですが、明確にボスニア・ヘルツェゴビナで電力のその開発計画といったものはまだ存在しないとの事です。ただ、一方で現在、水力と石炭火力で99%のシェアの中で、基本的には当分国内にある資源を有効活用していくというのが方針です。一方で、将来、ここにも書いてございますが、EUに加盟するというので、その基準に合うような発電形態に変えていきたいという意向を持っていると聞いております。

高橋主査 今のご説明に対して何かご質問等ありますか。よろしいですか。

それでは、助言案に入っていきたいと思います。

まず、1番、原嶋委員、いかがでしょうか。

原嶋委員 必要ありません。2番も必要ありません。

高橋主査 3番は、先ほどご紹介しましたように、石田委員から2行を除いてその

まま助言としたいということですが、ちょっとこれも石田委員の文章では助言としての文章にならないものですから、私から石田委員に助言としての文章を作成するように依頼をしたいと思います。それで仮に一応助言として残すという形にさせていただきます。

それから4番、早瀬委員いかがですか。

早瀬委員 これは私、23番と合わせてちょっと助言に残したいなど。今後のエネルギーの需給に際して、再生可能エネルギーというか、自然エネルギーの利用について、十分に検討するよう JICA.....JICA が指導するんですかね。JICA が関与する場合ということですかね、そうすると。自給じゃなしに需給ですね、需要と供給。

安井 これは上位計画について言及していくというのはありかなと思うんですけども、今回、個別案件対象ですので、再生エネルギー政策にまで口を出していけるかといった問題はありますので、質問のご趣旨からすると、気候変動対策に対する考え方、それから上位計画について確認することとか、そういった類いの話になるのかなと思います。

早瀬委員 そうですね。再生可能エネルギーというよりも、気候変動問題に対する影響ですね。

高橋主査 何か文言考えられますか。

安井 気候変動対策に関する考え方を記載するという事かなと思いますけれども。

篠田 すみません、ちょっと確認ですけれども、ここで助言として残していただくには2つやり方があるかと思うのですけれども、1つは報告書の中に何らかの形で、この気候変動または再生可能エネルギーの影響とか、そういったものを文言として書いて説明を少し充実させるというやり方、もう一つは非常に全般的な話になりますが、気候変動、再生可能というところを、ボスニア・ヘルツェゴビナ国のほうに JICA として申し入れるという、その2つのやり方があるかと思います。ただ、ここでの議論を踏まえると、多分、前者のほうで報告書の中でしっかりわかる限りの情報を書くというふうが実効的なような、早瀬委員の助言に沿っているかなという気はするんですけれども、いかがでしょうか。

早瀬委員 なんか後者のほうがよさそうですね。

篠田 後者のほうになりますと、皆様、これまでもいろいろ助言を出していただいている中で、いわゆる全般事項の助言という形になりますので。

早瀬委員 私自身はこういった地域の特性があるところで、石炭使うことに対してそういう選択があっていいと思っているんです。ただ、石炭を使うにしてもこういった問題に対する配慮というのは当然考えてもらわなければいけないので、そこでまた長谷川先生のあれと絡んでくるんだけれども、地域の特性で石炭を使う、それを経済性ということだけで片づけてもらったら困るので、そういうところなんですけれどもね。そうすると、やっぱりちょっと後者のほうがいいのかなと。

篠田 申し入れることはできますか。今後、協議をやる中で、調査団に申し入れていただく、または環境レビュー、審査に行くのであれば審査の中で一言言っていたく。

安井 それと再生可能エネルギーの利用を促すことを申し入れてほしいということですか。

早瀬委員 うん、JICAとして。

安井 調査に行ったときに JICA のほうから一言入れるということによろしいでしょうか。

篠田 全般的なそうすると提案という形でご助言をいただいて、どこまでももちろん実効性が持たせられるかというのは基本的には本案件は再生可能エネルギーの案件ではございませんので難しいとはいえ、何らかの形で申し入れるというご趣旨ということですね。

早瀬委員 その次の 24 番も関係しているので、松本さんのもこれ意見が残ってしまう、24 番も。

高橋主査 24 番もそのまま残っていますね。とりあえず早瀬委員はいいですか。

早瀬委員 需給計画の策定に際しては、気候変動問題に対する影響について、十分考慮に入れるべきことを……はい。

高橋主査 それでは、今の段階ではとりあえずこの文言にして、また何かありましたらメールで修正ということにさせていただきます。

次が 5 番ですが。

長谷川委員 これは削除してください。

高橋主査 次、6 番は松本委員、先ほどご紹介したように、ここにも記載がされていますが、こういう形で残すと、助言とするということです。

原嶋委員 7 番は削除でいいです。8 番は灰捨て場の問題は何かいろいろ他のところとも関係があるみたいなので、どこかでまとめていただければ、特にこれ自身は必要ないので削除でいいです。

高橋主査 灰処分については他にも何回か出てきていますが、わかりました。

9 番はいかがですか。早瀬委員。

早瀬委員 これはもういらぬです。削除で。

高橋主査 10 番のほうで先ほどにも関連しますが、いかがでしょうか。

原嶋委員 灰捨て場ってあちこちに出てきているんですね。灰捨て場問題、どこが重要な論点になるのか。

早瀬委員 灰捨て場と石炭の採取の場所と、両方ありますよね。関連する間接的な事業として。

あと 8 番、送電線だとか鉄道はいいんですか。

原嶋委員 一応、ここで回答いただいているんですけども、もしあれだったら 8

番を残しますか。一旦残してそこでまとめて、あと他のところはちょっと整理して入れるということにしておきますか。

早瀬委員 一体感と間接的な影響についても考慮すべきかと思えますけれども。

原嶋委員 とりあえず、8番はそのまま。送電線、変電所改変、灰処分場……

早瀬委員 鉄道……その後ろのほうに……

原嶋委員 による環境影響について。

早瀬委員 スコープを含めるということですよ。

原嶋委員 本事業と一体の事業となるか否かを判断の上、考慮すべきと。

早瀬委員 ちょっとその「一体」と言い出すと、また私一言言いたくなるんだけども。

原嶋委員 とりあえずそうして、となるかを判断した上で調査……スコーピングに含める、スコープに含める……調査はいらぬですね。スコーピングに含めること、として、ただ一体でいいのかどうかはちょっと。

早瀬委員 その「一体」という言葉の使い方なんですが、私ちょっと、議論が続くから気になっているんですが、7ページのところでこう書いてありますね。7ページの上から6行目。ガイドラインの7ページの2のところですが、調査検討すべき影響についてということで、それはプロジェクトの直接的、即時的な影響だけではなく、合理的と考えられる範囲内で、派生的、二次的な影響も含む。不可分一体の事業も含むんですよ。でも派生的、二次的な影響も含むんですよ。累積的な影響も含むんですよ。これは不可分一体というのは事業の括りで見ているんですが、事業とは関係なしに、影響の括りの中で派生的なもの、累積的なものも含んでスコープしなさいと書いてある……だから不可分一体だけにちょっと固執した議論が進んでいるんですけども、影響の範囲については、当然含むべきだと思うんですが、そういう書き方にしたらだめですか。

高橋主査 私も今早瀬委員と同様、賛成します。必ずしも不可分一体かどうかは別として、必ずやっぱり関連するわけですから、それについては他の事業でやるから全く関係ないということではなくて、一応検討する必要があるのではないかと、先ほどお話をしたような考えです。ですから、なんかそういうニュアンスが残れば、私はいいいと思うんですが。

長谷川委員 ガイドラインで言っている、この合理的と考えられる範囲内という、これが難しいですね。合理的、これがわかれば易しいんですが。

早瀬委員 余り過大なことはしていただく必要がなく、さっきもちょっと申し上げましたけれども、事業の関与の深さに応じた検討でよろしいかと思うんですけども、できないところまで、他者のやる事業にまで手を突っ込んでそこでこうやりなさいというのは無理でしょう。その関与の範囲に沿って。もしそれで、これをやることによって影響が想定されて、それでもう取り返しのつかないような影響が生じるとい

うことが、この段階でわかるんだったら、やっぱり事業はこの事業そのものが不適切だということですよ。要するに影響を見るということ。重要なシグニフィカントな影響があるかないかを見るということですよ。送電線、変電所、灰処分場、鉄道ルート変更についても。

原嶋委員 あと書くとしたら、28番に関係しますけれども、原料、石炭ですね。石炭の採取ですかね。

早瀬委員 そうそう。一緒なんだよね。石田先生のね。

原嶋委員 そこまで書き切るかですよ。ちょっとかわいそうな感じがする。

早瀬委員 含んでおいたらいいんじゃないかな。

原嶋委員 そこまではという感じもしないでもないですけども。むしろ事業部さんとか、審査部さんのほうと、余り何もかもと確かに大変なような気もするんですけども。

長谷川委員 いや、ガイドラインでまさに言っている通りなんですけれども、特に気になるころがあれば、改めてこのガイドラインの記述を言っておいてあげてもいいのではないですか。もちろんこれは全体的に見なくてはいけないことですけども、特にということ言っておいていいと思うんですけどもね。

安井 多分、濃淡があると思います。ですから例えば構内鉄道ルート変更についてはもう不可分一体性ということから、スコーピングに含めるとするのは当然のことなんですけれども、一方で送電線、変電所改築、それから灰処分場、鉄道ルートについては、重大なこの環境への影響が読み込まれるときには、それについても調査を行なうとか、そういった形なのかなと思います。濃淡をちょっとわかりやすくしておかないと、全てがフルにやらなければいけないとなってしまいます。

原嶋委員 では2段階に分けて、送電線……問題がないのは鉄道ですよ。鉄道ルート変更については、本事業と一体不可分の事業として、影響評価を調査すると。さらに、環境影響評価を調査すると。考慮する、配慮するか、まあいいや、調査する。とりあえず調査にします。さらに送電線、変電所改変、灰捨て場、石炭採取による環境影響についても配慮する。そこはちょっとお任せします。

早瀬委員 そこが本事業と不可分一体の事業となるか判断した上でになっておる。

原嶋委員 そうですね。についても必要な配慮を行う。スコープに含めると言い切っているか。

早瀬委員 石炭採取による……

原嶋委員 よる環境影響についても配慮する。ついても、可能な範囲で配慮する。

早瀬委員 可能な範囲で、がいいね。合理的なでもいいけれども。

長谷川委員 合理的な扱いをするというのは。可能となると、可能なら全部という話になる。

我々、伝えたいことはわかりますよね。表現の問題なんですけれども。

早瀬委員 可能な範囲のほうがでもわかりやすいですね。

長谷川委員 可能な範囲にしますか。

安井 可能な範囲のほうがわかりやすい。

篠田 ちょっとすみません、理解をもう一回確認しますと、上のほうの鉄道ルートについては、既にコンサルタントさん、及び原課のほうから、もう不可分一体の事業であるという形で配慮するという回答をいただいていますので、その通りしっかり配慮して、その点を報告書に書いてくださいという趣旨、下のほうは不可分一体かどうかというところは、基本的に不可分一体ではないという今回回答がありましたけれども、不可分一体について、及びガイドラインで言われている派生的、二次的、または累積的というところももしあるようであれば、可能な範囲、あるようであればそこを評価して可能な範囲で書いてくださいと、そういう趣旨と理解しましたけれども、よろしいでしょうか。

早瀬委員 不可分一体でなくてもということですね。

篠田 はい。

高橋氏 鉄道が構内の鉄道なんです。

武田氏 もともとの資料は構内鉄道と記載していたんですけれども。

安井 構内鉄道、発電所構内のルートを変更する予定ですよ。では構内ルート。

原嶋委員 ガイダンスには加えてください。適宜、誤解がないように。

安井 下のほうはいいですか。

高橋氏 はい。

高橋主査 要するに不可分一体ではないからもう関係ないよというのではなくて、一応目を光らせておいていただきたいということですよ。よろしいですか。

原嶋委員 10番は必要ないです。マイナスというかネガティブというか。ちなみに12番の人工湖というのは、これはさっきのモ……何とか湖を指しているんですか。それはちょっと名前を書いておいて……特定されているわけですよ、これ。

高砂 モデラッツ。資料にはモダレッツと書いてある。

高橋氏 モデラッツが正しいようです。

原嶋委員 では35番と合体させていただきたいんですけれども。先に飛ばして申し訳ないんですけれども。

高橋主査 場所はどこがいいですかね。

長谷川委員 46の文を合体させてください。

そうすると、これはマトリックスの話よりは環境配慮の話かなと思ったんですよ。前のほうだと。

原嶋委員 スコーピング表でいうと、いろいろなところに関係してきてしまうんですよ。生態系にも関係するし、水利用にも関係するし、水象にも関係するし。

高橋主査 まとめるのであれば、環境配慮あたりでまとめる。あるいはそれぞれの

ところに分けるかですね。

長谷川委員 ちょっと嫌ですかね、同じようなことを言われているような感じで。

高橋主査 そうしましたら、ではこの石田委員のものは後のほうでまた出てきたときに合体するということにさせていただきます。

原嶋委員 それは逆にずらすということですね。結構です。失礼しました。

高橋主査 多分、場所としては、これ今全体事項ですから、それよりも個別といたしまししょうか、代替案なり、あるいはスコーピングなり、あるいは環境配慮なり、そちらのほうがいいと思いますので、そちらに移すと。合体をするということにしたいと思います。

では 13 番、早瀬委員はいかがですか。

早瀬委員 残すとすると、その国、あるいは EU の最新の基準を確認した上、対策を検討すること。

高橋主査 これは頭に SO₂ とか、そういうのを明確に限定しなくていいんですか。最新の基準って何の基準、全てですか。

早瀬委員 全てですよ。

安井 ただ、発電所に関係するものですよ。ではなくてですか。

早瀬委員 もうこんな細かいのを残さなくていい。

安井 いいですよ。ここ書いたらわかりますね。

早瀬委員 削除しましょう。

高橋主査 いや、残しておいていいですよ。

早瀬委員 いや、みんなの冷たい視線が。

高橋主査 残すのあれば、明確にしたほうがいいかなと思っただけで。どうしますか、最終的に。

早瀬委員 ちゃんと対応してくださるのは間違いのないようですので、もう削除します。

高橋主査 削除ですか。14 番についても対応していただくよう、削除します。

15 番は特に石田委員からはコメントもありませんから、これもそのまま削除ということですね。

それから 16 番、これは石田委員からは特にありませんけれども、関連をする話が幾つかありますから、何かそこで出てくる可能性もありますね。

それから 17 番も特に石田委員からはありません。

18 番もありません。この辺は後で関連する委員の方、お願いします。

19 番、私が関連するんですが、ここはどうですかね。20 番とか、この辺みんな関連をして、1 つはリグナイト炭と良質炭との関係、それからもう一つは、
、
× という表記の仕方、2 つの点があるかと思うんですが、長谷川委員もありますよね。

長谷川委員 一番小さくしてしまうなら、石炭の 2 種類の三角形を明確に説明して

くださいというんですけれども、ただ、石田委員や高橋委員のように、 \times 自体もしっかりと説明しながらということであれば、16 番と 19 番を合体させたような形でいいのかと思うんですけれども。そこまで話を広げるかどうか。

高橋主査 1 つはこの \times 、 の意味というのが、従来の報告書には明確に書いていなかったんですね。だからこの基準といいますか、これを明確にすることというようなことで、報告書に記入していただくというのは一つあると思うんですね。

長谷川委員 それでよろしいのではないですかね。

高橋主査 そうしましたら、この表 9.1-1 の代替エネルギー比較の記号について、基準などを明確に記述することということですかね。

長谷川委員 ただ、リグナイト炭と良質炭の環境への負荷の違いですよ。これについても明確にすることみたいなのをどこかにつけたほうがいいのか。

高橋主査 それは別にしたらどうですか。まずは \times 、 の違いというか。

長谷川委員 では、これは私のところに入れましょうか。

高橋主査 そうですね。

長谷川委員 わかりました。ここは 2 行目の途中から消してしまってください。ここは私のところへ入れましょう。

高橋主査 だから 2 つに、事務的な記述をきちんと書くということと、それから違いについて、説明なり明確にするというのを分けると。

安井 あと 20 番なんですけれども、リグナイト炭の採掘、積み出しのところですが、基本、これ別事業なんですよ。そこまで環境社会配慮を評価し、対応策を検討することというのは、ちょっと負荷が大き過ぎるのかなという気がしてはいるんですけれども。石田委員はいらっしやらないんですね。

高橋主査 先ほどの二次的な影響とか、そういうのをどこまで見るかにも関連するかもしれませんけれども。

長谷川委員 ちょっとこれは合理的ではないような気がしますね。聞かれたらどうですかね。

高橋主査 ではこれも石田委員に確認してみましよう。

長谷川委員 では 21 番、よろしいですかね。先ほどの、別にと話のところですね。最初、私の書いたほうの最初から、廃棄されるからこれに関連して表 9.1-1 というところまでは消してしまって結構です。そのところに表の番号ではなくて、先ほどもあったように、主要代替エネルギーの比較表においては石炭（良質炭）の「それぞれの 評価内容」というのをちょっと消してください。石炭（良質炭）の評価内容をわかりやすく表記すること。これは DFR と言ってしまっていていいんですかね。今、お願いしているようなことは、住民説明会あたりでスコーピングとして出すんですかね。例えばこの表をいつ使うんですかね。

篠田 一般的に表記のところでは、やはりどこにその助言が反映されているのかと

いうことをよく全体会合でも言われますので、そういった意味で助言委員の皆様が次確認できるのは DFR なので、DFR に表記することということが一般的に書いております。ただ、長谷川委員の思いとして、早く反映させて次の、例えば誰か配る資料にも反映させるようにということであれば、あえて入れなくても。

長谷川委員 我々のためにやっているわけじゃないですよ。

篠田 そういことですが。

長谷川委員 向こう側の人たちにやっているわけだから、そういう意味では DFR に直っていればそれでよしということではないですよ。

篠田 ということであれば、もうそのまま、質問があったときにそういう意図なんですというふうに、多分全体会合の中でお答えいただければ問題ないのではないのでしょうか。

長谷川委員 何も書かなくても結構ですかね。DFR と言ってしまうと、それまでは何もしないでいいのかという話……

原嶋委員 その後に、今の石田先生の先ほどのをつければいいのではないですか。結局、それぞれの採掘から積み出しにかかわる影響を、その際に考慮してほしいということですよ。その文章を長谷川先生の文章の後ろにくっつける。そのままか、その際にとか書いて。

安井 この部分、リグナイト炭の採掘、積み出し、搬入、設置は。

長谷川委員 私はこれは特に意図はしていないんですよ。これはここまでいきません。

原嶋委員 石田先生は、だからその比較のときにそこまで考えてほしいということを行っているわけですよ。それぞれの石炭のライフサイクルをもう少しちゃんと全体として、含めて評価してほしいということ。

長谷川委員 ただ、私自身はここまで要求しなくてもいいかなと思います。さっきは石田委員にちょっと聞かれるという話ですね。だから、私の 21 番とは一緒にしなくても結構かと思います。

高橋主査 抵抗されたら。

長谷川委員 私は石田委員の言われるところまで行ってしまうと、beyond the project だと思うので。

高橋主査 長谷川委員のは多分、私の 19 番の質問の。

長谷川委員 そうですね、そちらとの絡みです。19 と対なんです。

原嶋委員 ただ、やはりディフェンドしてあげれば、それぞれの石炭の全体のライフサイクルを考慮して比較してくれという意味では、それほどビヨンドでもないんですよ。確かに実務的に難しい部分はありますけれども、リグナイト炭と輸入してくる石炭の採掘から全体を考慮して、エネルギーの選択をしてくれというのは、それほどビヨンドではないんですよ。ライフサイクルという意味では考慮してもいいことでは

ある。

長谷川委員 考慮はしてもいいことですが、そこまではちょっと大き過ぎるのではないですか。

高橋主査 ただそうすると、必ずしもリグナイト炭だけの話ではなくて。

原嶋委員 両方です。もちろん両方です。比較対象になっているエネルギー全てについてという趣旨だと思いますけれども。無理ということなら。

長谷川委員 少なくともこの表の 9.1-1 という一つの根拠が出てきて、やはりこれで説得力がないので、説得力のあるものという話だけなんですけれども。

原嶋委員 あと進めていただいて結構です。

高橋主査 では 21 はとりあえず石田委員とは別にということでもいいですか。

それでは 22、原嶋委員お願いします。

原嶋委員 それは削除で結構です。

高橋主査 23 の先ほどの早瀬委員……

早瀬委員 23 は 4 番でやりましたので。

高橋主査 それから 24 番が松本委員がこれを残すということですから、どこまで代替案となり得るかを示すことというふうな文言になるかと思えますけれども。

安井 多分 24 番……

長谷川委員 24 番ですか。

安井 どこまで代替案となり得るかを示すこと。これも程度の問題なんですけれどもね。書けますかね。説明してくれと。

高橋氏 制度を改革した場合というところが。

安井 いかようにでもなってしまう。

早瀬委員 これ 23 ときっと同じような思いなんだろうとは思いますが。

長谷川委員 これは制度変更というか、ちょっと大きな話過ぎるのではないですか。1 つのプロジェクトに当てはめて何か言うには。

早瀬委員 何か要するに余りに簡単に切り捨て過ぎていて、納得がいきませんよと。

長谷川委員 いや、上位計画でそれはやるべきであって、それをこの段階でよう言われたって、多分困ってしまうと思うんですよね。だから上位が云々ということは別途言ってもいいけれども、このプロジェクトの段階で言うというのは、ちょっと無理があるのではないかなと思うんですね。

原嶋委員 上位の問題は先ほど早瀬先生のところで少しね。

長谷川委員 先ほどの提言と同じように、ああいう形、申し入れみたいな形は。

原嶋委員 いただいた書類を見ていると、ちょっと切り捨てが少し短絡的な感じはするんですよね。それは感じます。

安井 であれば、代替案になり得ないことを記述しているが、再生可能エネルギーの代替性についてもう少し丁寧に説明すること、すなわち代替可能性についてわかり

やすく記載することと思います。例えばですけれども、代替案になり得ない理由と書いてしまうと、また切り捨てという印象があるので、少々踏み込み過ぎですが、例えば、再生可能エネルギーの代替可能性について、とするなど。

篠田 要は代替の検討をもう少し丁寧に記載すれば、こういったものがカバーされるのであれば、再生可能エネルギーの代替案比較についてわかりやすく記載してください。再生可能エネルギーの代替案の検討について、わかりやすく記載すること。ちょっと丸め過ぎですかね。

高橋主査 今、再生可能エネルギーは頭に入れましたっけ。頭でもどこでもいいんですが、それが代替案になり得ないと記述していると。その理由についてわかりやすく記載すること、というぐらいでいいんじゃないですかね。とりあえず。

安井 記述しているが、その理由についてわかりやすく説明することにしたい。

高橋主査 その中で制度改正まで入れて説明してもいいですけれども、制度改正してもどこまで書くかね。

早瀬委員 しかし、趣旨は余りわかりやすく書き過ぎている。経済性という一言でわかりやすく書き過ぎているのではないか。

長谷川委員 丁寧に、ですね。

早瀬委員 要するに社会経済的な条件が変わったら、代替エネルギーに当然なり得るという前提があって、その辺について代替エネルギーを推進したいんだとしたら、そこまで検討すべきだと思っているんだよね、基本的には。それをやっていないのではないか。もともと石炭があって、やっていないのではないか。

安井 国全体としては考えているんだと思いますけれども。ただ、この案件については、当然石炭火力発電所のスペースの中で、かつ国内の既存のリグナイトという石炭がある中でということで、当然こういった記述にはなってしまうんだと思うんです。

長谷川委員 ただ、話のストーリーとしては上位計画でこんなことで描かれていて、だからこの案件については石炭なんだよというふうな流れがないと。その流れの部分がエネルギー比較の表だと思うんですけれども。余りのこれがわかりやすいので、もう少し丁寧に言葉を尽くして石炭に持ってくるところまで言ってほしいということですね。

早瀬委員 わかりやす過ぎてのみ込めないということですね。

長谷川委員 だから石炭は先生おっしゃるように、全然否定はしていないんですけれども。

早瀬委員 この理由じゃのみこめないと。

長谷川委員 根拠があいまいだと。

高橋主査 ではこれについても、松本委員にとりあえず今検討した案を示して、そして確認をさせていただくということにしたいと思います。

次、行きます。25番、長谷川委員いかがでしょう。

長谷川委員 25 番、これは先ほど灰処分場の話が不可分とかいうところから出てきたので、趣旨は代替検討ということでは出しているんですが、配慮するという事の中にも含まれてきますので、これはいいです。消してください。

高橋主査 次の 26 番は松本委員は説明することということなんですが、今回はこれ天然ガスと再生可能エネルギーの評価についての説明なんですよ。だからこれは今まで具体的には出てきていないので、これはこのまま残すという形になるかと思いますが、そういうことでよろしいですかね。

次の 27 についても、松本委員はこれをこのまま助言案として残すということです。これは松本委員の意見で JICA さんのほうは大丈夫ですか。よろしいですか。

安井 26 番ですか。

高橋主査 27 番。いや、26 でもいいですよ。26、何かあれですか。

安井 いや、26 は説明をするということなので、ここは問題ないと思うんですけども、27 も特に問題ないのではないかと思うのですが。ただ、要は社会影響に大きな負の影響は想定していないと結論づけるところまでいかないよねという話をされているということで、記述を変えることは問題ないと思います。

長谷川委員 もう少し短くなるような気がしますけれども。一応残しておいて、また松本委員に。

篠田 26 番のほう、すみません。ちょっと松本委員なのでいじっていいのかどうかあれですけども、助言として残すのであれば、比較基準を示し、天然ガス、再生可能エネルギーの評価について、DFR 内で記載すること。

高橋主査 評価理由とか、評価根拠とかですよ。

篠田 評価理由ですね。について、DFR で説明すること。

長谷川委員 さっき出てきたのも似ていますけれども。

安井 27 番なんですけれども、さっきマーカーしていたところで、「用地取得がうまく進んでいない現状もそれを裏づけている」というのは、そこは評価として若干間違いが入っている可能性がありますので、そこは削ってもいいのかなと思うのですが。

高橋主査 これは別に裏づけてはいないということですね。

安井 そうですね。

高橋主査 ではここを削って、最後は多分、「記述すること」とかということになるんだろうと思うんですが。とりあえずそういうことであれば、JICA さんのほうはいいということですかね。では、そういう変更ということで、これも確認をするということにしたいと思います。

次がスコーピングマトリックス、28 番、石田委員、これはそのまま……ではないか。

早瀬委員 これさっきの間接的影響があって、のところで一緒にしたのではなかったっけ。

高橋主査 そうですね。

早瀬委員 これは石田先生にあそこでまとめましたと。

高橋主査 ではこれはまとめたということにしましょう。

それから 29、これは削除ですね。

30 番がこれは松本委員で、これはこのまま残すと。

早瀬委員 これもさっきのあそこにまとめましたじゃないですかね。違うんか。

高橋主査 これは炭鉱ですね。

原嶋委員 これもだから丸めていますよね、燃料となる、石炭の採取というところに含まれるのであれば含まれますよ。

早瀬委員 さっきの採取のほうの不可分の事業に含めたんだっけ。そこがちょっと議論に残るのかな。松本先生。

長谷川委員 これ SEA の話なんですよ。

早瀬委員 これどうかって聞いてみるのかな。メールで。

高橋主査 では一応 1 に含んでいるけれども、それでいいですかということで確認ですかね。

長谷川委員 では次よろしいですか。

高橋主査 はい、31 番。

長谷川委員 31 番は削除して、32 番も削除してください。

高橋主査 33 番は早瀬委員ですか。

早瀬委員 石炭火力の場合、大気汚染の環境影響は、深刻だと考えられる。供用時の評価が A プラスとなっているが、これを見直してその影響の軽減、あるいは回避について、最善の方策を検討することと。

篠田 すみません、一番最後の部分、もう一回よろしいですか。これを見直しての

……

早瀬委員 影響の軽減、あるいは回避の方策を。

安井 実際、今回導入するのは超々臨界型の石炭火力ですよ。そういった場合にこれを見直すというのは、A プラスを見直すということですかね。そういう理解ですね。わかりました。

早瀬委員 見直すと言ってくださっているんですけども、ちょっとこんな形で残しておいたらどうかかなと思うんですが。もう A マイナスに見直すと書いていただいている。

安井 ちょっと私の印象として、若干違和感がありますが、超々臨界を導入する際に大気汚染の影響は深刻だと言えるかどうかといったところはあるので、実際、日本も超々臨界で隣に学校があつたりしますし、大気汚染への影響の深刻度が軽減される場合もあると。

柴田 すみません。スコーピング案の表についてなんですが、緩和策を講じなかつ

た場合についての評価になりますので、ここに恐らく緩和策を講じなかった場合、大気汚染の影響は深刻だと考えられると入れたらいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

早瀬委員 深刻という言葉をちょっと緩めますか。大気汚染の影響については十分留意すべき。

長谷川委員 今回のスコーピングのチェックリストですね。あれは対策含みでつけられたんですか。それとも対策なしでさらのときにはどうかという話で、これも結構論議になることがあるんですけども。

早瀬委員 そこを議論しているんです、33番。対策後の評価でAプラスになっている。でももともとスコーピング表というのは、そうではないということを説明しているんですね、私のほうは。

高橋主査 実は私、34番で代案というか、コメント、助言案を出そうと思ったのは、スコーピングのベース（対策をとらない場合）を明確にし、大気、水質、騒音、振動など、各項目間で統一をとることと。なんかそういうのを出そうかなと思ったんですよ、34番のところとして。なんか対策をとらなかった、緩和策をとらなかった場合とか、なんかそういうのがものによっては若干変わっていたり、それが必ずしも書いてはありますけれども、明確ではないんです。それを明確にして、統一をとったスコーピングにすることということで、33番は早瀬委員のと重複はしますけれども、早瀬委員のは具体的に大気汚染のことについて言っているんで、私はもう少し全般についてそれを言うという形にさせてもらおうかなと思ったんですが。

長谷川委員 ガイドラインでは、そのことを何も言っていないんですよ。AとかBとかをつけるときに、ある程度、今から考えられる対策を含んでつけるのか、あるいはそういうことも外した上で、可能性として言うのかという区別がガイドラインにはないんですよ。そこでかなり混乱することが多いんですけども、もしこの案件だけでもそこを統一したものでやってもらうと、先生おっしゃったように。

早瀬委員 私の主張は対策前の状況ですべきだという主張なんですけど、最低限、この一つのスコーピングの表の中で、水質についてはそうではないけれども、大気はそうだというふうな矛盾があったら困る。この表の中では考え方を統一しておいてもらいたいなと。もちろんそれ以上に対策なしで私は書くべきだと。それが環境社会配慮をやるときの基本的なルールだと私自身は思っていますけれども。

原嶋委員 それ以前から言われている、対策なしで書くべきだというのが基本ですよ。それは何度もこの会議でも出ていました。確かに対策ありで評価しているのではないかと見受けられる場合があったことは事実なんですけれども、一応、原則論としては早瀬先生がおっしゃったように、対策なしで評価するのが原則です。でない、結局全部Aにしてくれなければ困るという話ですよ。

早瀬委員 これが事業を評価する最後の表ではなしに、これから事業をよくしてい

くための検討する表だと思えば、ここで A になっても A に書くべき、素直に。これで事業を評価するわけではないんだから。この後の作業を見積もる表なんだから。

長谷川委員 だから、そうしておかないと次の選ばれる項目にならないわけで、矛盾が生じるんですよ。だから、正直ベースで言わなくてはいけないはずなんですよ。

早瀬委員 だからここだって A プラスにしておきながら、後で大気汚染対策について触れているところに矛盾がある。

高橋氏 ご指摘を受けまして、ご指摘に対する回答欄は全て対策なしで見直した回答を提出しております。何も対策をとらなかった場合の影響ということで、それで大概が A マイナスとか B マイナスになっていると。

高橋主査 どうですか。ちょっと若干は重複、もちろんしますけれども、大気についてはこの早瀬委員のこれをして、もう一つは私、34 番、さっきちょっと読み上げましたけれども、ちょっといいですか、「スコーピングのベース（対策を講じなかった場合）を明確にし、大気、水質、騒音、振動など、各項目間で統一をとること」、今、スコーピングのベースと言ったんだけど、別にスコーピング、括弧で意味は通じますかね。通じるならそれでいいんですけれども。私は「スコーピングのベース」って、そういう言葉があるかどうかわからないけれども。

長谷川委員 いいんじゃないですか。

高橋主査 では、そんなことでよろしく。

次に移ります。35 番、原嶋委員いかがですか。

原嶋委員 先ほどの石田先生の分とあわせてちょっと申し上げます。原水の取水及び排水による何とか湖の環境影響（生態系、水象、水利用）、後から切り貼りしてくればいいですよ。水利用を考慮することと。もう一個、モデラッツ湖及びその下流... 下流でいいですよ。とりあえずそうしていただいて、さっきの石田先生のは何番でしたっけ。12 番とか統一した形だということをお願いします。

以上です。

高橋主査 ありがとうございます。

それから次が 36 は、特に残っていませんね。これは削除ですね。

それから次、37、これも削除です。

それから 38、これも特にないですね。

それから 39 は早瀬委員ですか。

早瀬委員 結構です。

高橋主査 40 はいかがですか。

早瀬委員 これも結構です。

高橋主査 41 は先ほど水利用ってなんかありましたよね。何番でしたっけ。

原嶋委員 今の 35 番。

高橋主査 これはこれと一緒になるのかな。私は供用後の取水、排水による水量変

化などの影響について検討対象とすることという。

原嶋委員 生態系、水象、水利用にしていますけれども、それで表現が十分かどうかちょっと。

高橋主査 では、先ほどの 35 番。ちょっともう一度 35 番を見せてもらえますか。では、これでまとめるということですね。

それから 42 は特にこれはありませんから削除ですね。

それから 43 も削除。早瀬委員のですか。

早瀬委員 43 はちょっと残していただいて、発電施設周辺かな、事業地周辺かな。事業地周辺住民の生活環境の改善のため、それで下から 4 行目の後ろのほうの「例えば」以降かな。例えば廃熱需要による地域熱供給等の可能性についても検討すること。あとはとる。

高橋主査 よろしいですか。

では 44 はいかがでしょうか。

早瀬委員 間接という言葉が。44 はいらないです。

高橋主査 では次、環境配慮に移りますが、45 番、原嶋委員どうですか。

原嶋委員 削除します。

高橋主査 46 は。

長谷川委員 これは先ほどの原嶋委員の 35 番に入れ込む形で、特に 35 番を直す必要ないんですけども、入れ込む形としてください。

高橋主査 次の 47 も前に出ましたけれども、この全体的ないろいろ関連する話というのは、場所としてはどこに入れるのがいいですかね。先ほどちょっと議論したんですが。さっきのあれは何番でしたっけ。最初のほうでしたっけ。

原嶋委員 かなり前のほうでした。

高橋主査 これですね、8 番ですね。

長谷川委員 これは全体の話ですか。

高橋主査 8 番というのはそうですね。全体事項ですね。どこで位置づけますかね、全体ですかね。

長谷川委員 社会環境も自然環境も全て入ってきますから、全体でいいんじゃないですかね。

高橋主査 ではこの場所に。47 も今のと合体ということで、ここからは削除ということにします。

48 の原嶋委員のこれは。

原嶋委員 48 と 49 を合体してください。49 の石田先生のご提案で私は特に。結構だと思えますけれども、あと事業部さんとか審査部さんのご意見聞いて。

高橋主査 では、49 の石田委員の Jala 川の水質悪化。

原嶋委員 ちょっと宿題としては大きいのかなという感じはしますけれども。

高橋主査 よろしいですか。

原嶋委員 修文はちょっとしたほうがいいかもしれないですけども、その辺はお任せしますけれども。

高橋主査 では、とりあえず今日のところはこういう形にしておきたいと思います。50 はいかがでしょう。早瀬委員。

早瀬委員 これは排出ガスに含まれる重金属の影響についても十分にその対策を検討すること。必要に応じ、を入れてもいいです。

高橋主査 JICA さんから何かコメントありますか。

長谷川委員 可能な限り、ハードルを上げますか。

安井 できればここに書かせていただいている煤塵の排出量や拡散の検討結果を踏まえて、重金属による影響を定性的に検討すること。

早瀬委員 どうなんですかね。煤塵というのはどこで測るかなんだけれども、高温な状態のところでは測れば、気体で出てくることもあるのではないんですか。排ガスの温度次第だと思うんですけども。ちょっとその辺、私もよくデータ、確認できていないんですけども。

高橋氏 水銀以外は気体で出る可能性はほとんどないと。

早瀬委員 ないですか。

高橋氏 水銀は半々ぐらいの可能性で気体も出ると。

安井 ですので、繰り返しですけども、煤塵の排出量や拡散の検討結果を踏まえて、重金属による影響を検討する、調査する、確認する。

原嶋委員 この問題でもそこに限らず一般的に石炭火力全てに共通する問題になってきますよね。今まで余り取り上げたとき、比較的ざっくりと議論してきた感じもしないでもないんですけども。確かにおっしゃる通り、水銀が。石炭中に重金属、多分、普通の大気汚染とまとめて議論してきましたよね。

高橋氏 今回、適用しようとしている EU の最新の排出基準が、0 、1 気圧、1 m³ 当たり、10mg という非常に厳しい、日本国内よりも厳しい基準を採用しますので、かなり重金属の含まれる量は抑えられると考えています。設計的に。

長谷川委員 既存 EIA の汚染物質の中には、重金属というのは幾つか入っているんですか。

高橋氏 全く入っていない。

原嶋委員 超々臨界、たくさんやられますけれども、取り立てて石炭の中の重金属という項目をあえて立てているのは、多分、今まで見たことないですね。今、多分、超々臨界多いですね。PPP に限らず。取り立ててそれを別にスコーピングで取り立てて議論したケースは、多分ほとんど……ちょっと細かい文章の中では言及があるかもしれませんが、ちょっと私の記憶では見たことがないですね。

早瀬委員 最初の 2 行を残しておいて、検討のプロセスでそういうことを科学的に

確認しながら書いてくださってもいいんですけども、必ずしも排出量が幾らでという数値を出せとか、調査せいということではなしに、要するに安全性の検討をしないということですから。

原嶋委員 とても問題提起として大事なので、何らかの形で書いていただいて。

安井 排出量とか多分定性的なところということだと思いますのでそこまでやるのかなという感じはあります。大気への影響について必要に応じて検討することでもいいかなと思いますけれども。

原嶋委員 日本のアセスもそこまでやっていないんじゃないですか。

早瀬委員 超々臨界については最近見ていないけれども、石炭火力の場合、もう必須だと思っているけれども。石炭火力だったらね。超々臨界とそれ以外の区別を今まで見ているんだけれども。

原嶋委員 無視しているわけではないんだけれども、煤塵とか他の項目の中で含んで対応しているという。全く無視しているということではないですよ。

早瀬委員 石炭中という言葉がよくないんだよね。

原嶋委員 その問題も。

早瀬委員 排ガス中……

長谷川委員 EU 基準ではこの手のプロジェクトの場合は、重金属の幾つかは必ず測定というか、予測ということはあるんですか。EU 基準では。

高橋氏 入っていません。煤塵の濃度で規制しています。

早瀬委員 それは石炭火力に特定しているのではなしに、一般的な基準。

高橋氏 その一般的な基準の中で石炭火力という欄がありまして、その中でももちろん他の天然ガスですとか、液体の石油の場合も重金属は項目に入っていないです。

早瀬委員 ちょっと私、最近の石炭火力の技術について勉強していませんけれども、ちょっとそれも残しておいていただいて、あとメールで議論させてください。

高橋主査 では、後ほどまたメール審議ということをお願いしたいと思います。

それでは 51 は私ですが、これは残して、騒音の主要発生源とその状況などを確認すること。その状況ですよ。ということでとりあえず残しておいてください。

次、52 番は早瀬委員。

早瀬委員 いや、これも結構です。

高橋主査 予定の 5 時になりましたけれども、あと少しですので、申し訳ありませんが頑張っていきましょう。

次 53 番、原嶋委員。

原嶋委員 削除です。

高橋主査 54 はこれ石田委員が残すということで、「記述すること」と、最後のところですね。文言をこういう形で残すということでした。

それから 55 が長谷川委員ですね。

長谷川委員 これは削除で結構です。

高橋主査 次の 56、これは松本委員で、コメントとして残すと。これちょっと文章が二重になっているのかな。だから「住民がいる場合」だと思うんですね。上のほうの、「営んだりしている住民が」で、「いるかどうか確認して」というそこはなくて、「農業や商業を営んだりしている住民がいる場合は、影響評価項目として」ということだと思います。

57。

長谷川委員 これは残してください。

高橋主査 これはこのままでいいですね。

長谷川委員 はい。このままで結構です。

高橋主査 次の 58、原嶋委員。

原嶋委員 削除です。

高橋主査 59 は石田委員ですね。こういう形で助言に残すということです。ステークホルダー協議のセッティングを行う。意見表明が十分となるステークホルダー協議のセッティングを行う。この新たな今回のステークホルダー協議、一応 2 回やることになっているわけですね。今日配られた予定表に確か 2 回というのが入っていましたね。添付資料 4。ですからそのときにこういうことを配慮してもらいたいということだろうとは思いますが。これはいいですかね。

60 は松本委員、これも若干変更して残すということで。灰処分場の住民説明会というのはなされるわけですか。予定としては。

安井 灰処分場の住民説明会……

高橋主査 回答で灰処分場の新設予定地周辺住民を対象とした説明会を指しますというふうに書いてあるわけですね。

高橋氏 4カ所の候補地のうち、1つについてだけ実施されたいんですが、まだ他の3カ所は実施……

安井 灰処分場を本事業に反映するというのはどういったことなんですかね。灰処分場の説明会と本事業の反映という関係がちょっとよくわからないんですけども。

高橋主査 タイムラグというか、そういう時期的な問題もありますよね。必要に応じてだからいいのかな。

安井 必要だと言われてしまうのは間違いないんですが。

高橋主査 必ず反映しなさいということではなくて、必要に応じて反映しなさいということなんですけども。

安井 開かれた後の結果は捕捉できるんですね。

武田氏 恐らく公開されない。非公式なので存在しないという形に。

安井 存在しないということですか。

高橋氏 調査してみないとわからないというのが正直なところですから。

高橋主査 とりあえずこれで残します。

次 61 番が、ちょっと読み上げます。ステークホルダー協議の実施など、適切な方法による被影響住民の意見の簡易 RAP 作成への反映を検討すること。反映させること、検討することでもいいんですよ。要するに方法も含めていろいろ適切な方法を考えてくださいと。方法、時期、まだ具体的にはやるかどうかとも決まっていない、どうやるかも決まっていないということですから。よろしいですか。

安井 はい。

高橋主査 この文章でいいですか。

では最後ですが、62 番、長谷川委員どうでしょう。

長谷川委員 これ削除をお願いします。

高橋主査 以上で一応全体終わりました。少し時間をオーバーしましたが、何か委員の皆さんで全体的な点についてお気づきの点等ありますか。よろしいですか。

それでは、これ整理したのを送っていただいて、それをまた私から石田委員、松本委員に確認のメールを出したいと思います。

あと、この後のスケジュール等をお願いします。

篠田 お疲れさまでございました。今後のスケジュールですが、冒頭申し上げましたが、本案件の助言確定は 11 月 1 日の全体会合を予定しております。ちょっとタイトなスケジュールですが、ご協力お願いできればと思います。こちらの事務局から皆様への第 1 助言案を、明日 22 日に送付させていただきます。最近、メール審議でぎりぎりまでやっていたくケースもありますが、念のため、その締切ということで設けさせていただきます。可能であれば 1 週間後、29 日を締切とさせていただきます。30 日を最終調整、31 日を事前送付という形にさせていただければと思います。万が一、これを越えてしまうというようなこと等ございましたら、またその辺は協議の中で進捗の確認をさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋主査 今日多分いらっしゃる先生方はいいと思うんですが、松本先生達には今日の議論もうまくすぐニュアンスが伝わるかどうかも含めて、ちょっと日程的に厳しいかもしれませんが、とりあえずこれの日程でやるしかないです。

篠田 よろしく願いいたします。

それでは、本日これで終了になります。皆様、どうも長時間ありがとうございました。

午後 5 時 10 分閉会